

No	資料名	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	公募要領	事業全体のスキーム	外部連携		本事業では、中小企業・スタートアップ等との外部連携が必須要件でしょうか。	必須要件ではありません。ただし、本事業の目的である飛躍的な成長を実現するためにも、外部連携は有効な手段になります。そのため、中小企業・スタートアップ等との外部連携有無は審査基準の加点点目になっています。
2					連携する企業の社数に制限はありますか。1社ではなく複数社と連携したいと考えております。	制限はございません。なお、連携内容にもありますが、腰を据えて連携を行うのであれば連携先企業を数社に絞り実施していただく方が、より効果的な連携ができる可能性が高くなると考えております。
3					連携余地のある中小企業やスタートアップが、東京都外に所在しています。東京都外（海外含む）の中小企業やスタートアップとの連携も認められるのでしょうか。	連携先は、東京都外（海外含む）の事業者でも問題はございません。但し、東京都外（海外含む）の事業者と連携して取り組む事業の成果が、どのように都内産業の活性化に寄与するかを、説明いただく必要がございます。
4		事業全体のサポート内容	採択先企業へのヒアリング		採択先企業へのヒアリングは社内のどのような人を対象に行うのでしょうか。	ヒアリングを通じて、採択企業の支援ニーズ、目標等などの他、過去～現在に至る事業環境変化／競合と照らし自社のポジションの認識、今後の成長戦略と成長課題等を聴取する想定です。 上記内容にご回答いただける方であれば対象は問いません。
5				市場調査	市場調査はどのような情報ソースを基に調査するのでしょうか。	事業コーディネーターが契約する各種データベースを含めたデスクトップリサーチによる市場調査を実施します。但し、採択先企業と協議の上で、調査項目は3項目とします。
6				事業計画策定	「事業コーディネーターは事業計画策定に向けたアドバイスを実施」とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。	事業者が計画している事業計画の策定および事業計画の実行に対して、ヒアリングや市場調査の結果を踏まえて、実施項目に過不足がないか、現実的な実施内容およびスケジュールになっているか等の観点からアドバイスをします。なお、令和10年3月末時点で事業進捗に応じて内容の見直しを実施します。
7			補助金	全体	1社あたりの補助金が上限1億円ということですが、補助率1/3とはどの程度補助されるのでしょうか。	必要な経費が3億円の場合、補助率が1/3なので、1億円が補助金対象になるという意味です。
8					補助金について、対象経費は1社あたり上限1億円、補助率1/3のことですが、上限を超えた分は自社負担として本事業を推進することは可能でしょうか。	可能です。
9					本事業における経費支援はどのような経費を想定しているのでしょうか。	人材採用費、人材育成費、直接人件費、機械設備導入費、原材料・副資材費、委託・外注費、産業財産権出願・導入費、M&A費、マーケティング費、広告費、展示会等参加費、イベント開催費が対象となります。 ただし、費目によっては交付額に上限がある場合があるので、詳細は公募要領をご確認ください。 また、各経費の具体的な条件については支援企業採択後にお知らせします。 経費支援額は1億円を上限、補助率1/3としています。また、補助金に係る申請先は東京都であり、事業コーディネーターは申請等に係るサポートを行う旨ご留意ください。
10					経費支援の補助対象期間はいつまででしょうか。	事業計画の実行のために支出された経費のうち、令和9年度（令和9年4月～令和10年3月）～令和10年度（令和10年4月～令和11年3月）に支出された経費が支援対象になります。
11					土地の購入費は補助対象経費に含まれますか。	土地の購入費は本事業の経費支援の項目に含まれていないため、補助対象外となります。
12				直接人件費	既存社員の直接人件費は補助対象になりますか。	経費支援の対象となるのは令和9年4月以降に東京都に補助金申請を行い、承認を得られた後に新規で採用する従業員の直接人件費が補助対象となります。そのため、それ以前に企業に在籍する従業員（既存社員）の直接人件費は補助対象外です。
13					新規採用者が本事業以外の業務も兼務する場合、人件費は直接人権費として補助対象になりますか。	本事業に従事した労働時間分のみ補助対象となります。本事業以外の業務に従事した時間分は補助対象外です。
14				機械設備費	都外の自社事業所に設置する機械設備も機械設備費として補助対象になりますか。	自社事業所内に設置し、本事業の実施に直接必要な機械設備であれば、都外事業所に設置する場合でも補助対象となり得ます。ただし、本事業の成果が都内産業の活性化にどのように寄与するかについて説明が必要で
15			計画実行支援		事業戦略は中堅企業にとって非常に機密性の高い情報になります。機密保持を締結可能でしょうか。	採択後、事業コーディネーターと本事業の実施に関する覚書を締結予定です。また、応募段階の情報の取扱いについては、公募要領に記載の通り、東京都及び事務局は守秘義務を負っています。また、応募内容が採択企業の了解・確認なく公表されることはございませんので、ご安心ください。
16		対象企業の要件	事業所		現在都外に事業所を構えており、都内に事業所は存在しません。将来的には都内にも事業所を構えたいと考えていますが、現段階では予定はありません。その場合は応募出来ないのでしょうか。	応募は出来ません。本事業は、東京都内に本社あるいは事業所（拠点機能を具備するもの）を有し、東京都に法人事業税及び法人都民税を納税していることが必要です。（令和9年度以降に実施する補助事業において、都税事務所が発行する法人事業税及び法人都民税の納税証明書の提出が必要となります）
17					「都内に本社あるいは事業所を有すること」とは、グループ会社も該当しますでしょうか。	応募いただく企業単体として要件を満たしていることが必要であるため、グループ会社は対象外です。なお、その他要件を満たす場合に、グループ会社が応募主体として申し込みいただくことは可能です。
18					地方拠点が取り組みの主体となる場合、本事業に応募可能でしょうか。	東京都内に本社あるいは事業所（拠点機能を具備するもの）を有し、東京都に法人事業税及び法人都民税を納税している前提下、東京都以外の地方を拠点とした取り組みも本事業の対象となる可能性があります。地方拠点での取り組みの事業成果が都内産業の活性化に寄与することが主な要件になります。
19		提案を募集する事業（案）の要件	募集する事業（案）の要件		対象となるターゲット業界に制限はありますか。	ターゲット業界に制限はございません。
20					支援事業の支援対象期間はありますか。	提案いただく事業（案）の支援期間は令和8年度（採択後～令和9年3月）、令和9年度（令和9年4月～令和10年3月）、令和10年度（令和10年4月～令和11年3月）の3か年ですので、令和11年3月を超えて本事業を通じた支援をすることはできません。
21					申請時点でごどこまで実現可能な事業計画が求められますか。	不確実性が高い事業であっても、最後までやり遂げる意思を持って申請いただくことが必要です。一方で採択後に、事業進捗に応じて計画変更（ヒボット）することは可能です。
22					連携を想定していた企業との連携ができない可能性も内包すると思いますが、そのような場合でも応募は可能でしょうか。	中小企業等との連携を想定した事業案の場合、中小企業等と連携する意向をお持ちでそれに向けた活動を本事業を通じて実施いただく想定であれば、応募いただくことは可能です。連携が必須要件になるわけではございません。また、本事業の計画実行支援として、外部支援機関と共に事業コーディネーターが、中小企業・スタートアップ等のソーシングもサポートします。（ただし、連携先の確保を確約できるものではない旨、ご留意ください。）
23					M&Aに関して、DDの結果などで成約に至らない（事業化に至らない）可能性も内包すると思いますが、そのような場合でも応募は可能でしょうか。	本事業の支援期間中にM&Aの成約に至らないケースも想定はされますが、M&Aを実施する意向をお持ちでそれに向けた活動を本事業を通じて実施いただく想定であれば、応募いただくことは可能です。M&Aの成約が必須要件になるわけではございません。
24					既にリリースしている当社の製品（サービス）の機能を強化する目的で、本事業への応募を想定しています。このような場合でも募集対象になりますか。	既にリリースしている製品（サービス）の機能強化が成長のために真に必要な取り組みであり、その取り組みの結果、都内産業全体の活性化に寄与するものであれば応募可能です。
25			都内産業全体の活性化要件		「取り組みの結果、都内産業全体の活性化に寄与するものであること。」とは、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。	都内産業活性化の例としては、都内の雇用創出、都内の投資拡大、都内の市場拡大、その他の都内産業の活性化（例：新技術の社会実装など）を想定しております。日本全体ではなく、都内産業全体の活性化であることにご留意ください。
26	応募方法	応募書類	提出書類		「会社案内（パンフレット）資料」（提出任意）以外の補足資料の提出は可能でしょうか。	「会社案内（パンフレット）資料」（提出任意）以外の補足資料があれば、「事業（案）説明書」に補足スライドを追加してください。指定する応募書類以外のファイル提出いただいても評価には反映されませんので、ご留意ください。なお、「事業（案）説明書」は全体を通じて、15ページ以内で作成をしてください（表紙を除く）。
27				会社案内（パンフレット）資料	提出書類に含まれている「会社案内（パンフレット）資料」（提出任意）を提出しないと、マイナス評価になりますか。	なりません。「会社案内（パンフレット）資料」（提出任意）の提出があった場合は内容を事務局で確認いたします。審査委員による審査対象資料は該当しません。
28		審査方法	本審査		本審査のプレゼンテーションでは、自由に資料を持参して説明しよろしいでしょうか。	「事業（案）内容説明書」以外の資料を用いて説明することはできません。「事業（案）内容説明書」の内容に沿って説明をしていただきます。また、応募者以外が説明することもできません。
29					本審査はどのような方がされるのですか。	審査委員に関する具体的な情報は開示できません。あらかじめご了承ください。

30			審査の着眼点	審査にあたって重視するポイントを共有頂くことは可能でしょうか。	4つの観点と2つの加点点目によって審査いたします。4つの観点は事業案の成長性、事業案の競合優位性、事業案の実現可能性、本事業目的との整合性であり、本事業目的との整合性に関しては都内産業の活性化にどの程度寄与するか、といった視点で審査を致します。2つの加点点目は、事業案中で中小企業・スタートアップとの外部連携への取組み予定があること、応募企業がパートナーシップ構築宣言を実施していること、です。審査の詳細に関しては公募要領をご参照ください。
31			過去の採択企業	令和7年度事業における採択企業数を教えて頂くことは可能でしょうか。	令和7年度事項の採択企業数は8社です。採択企業名に関しては本事業HPのお知らせを参照ください。
32	様式1_応募者の情報	大株主の情報	記載する株主の情報	大株主の情報では、株主をすべて記載する必要がありますか。	すべて記載する必要はございません。応募要件の一つである「みなし大企業に該当しないこと」が判断できるように、主要な株主をご記載ください。みなし大企業の定義は公募要領をご確認ください。
33	様式2_事業（案）内容説明書	事業（案）内容説明書の作成	スライドの追加	スライドは自由に追加してよろしいでしょうか。	追加いただいて問題ございません。各スライドで説明しきれない内容がある場合、応募者の皆様の判断に応じて、スライドを適宜追加してください。スライドを追加した場合、スライドタイトルには「追加スライド_XX」と記載し、XXは自由に記載してください。ただし、全体を通じて、表紙を除き、15ページ以内で作成をしてください。
34			1-1：戦略方針の概要_全社戦略・事業戦略の概要	M&Aによる増収分について、連結売上高・利益への影響があるものの単体売上・利益に影響が無い場合はどのように記載するべきでしょうか。	連結売上高・利益と単体売上高・利益を区分してご記載頂いた上で、M&Aによる増収分を記載してください。
35			2-1：事業（案）の概要_ターゲット・提供価値	ターゲットの社外向けと社内向けは両方記載必要でしょうか。	必要ございません。社外の企業や人々が抱える課題を解決する事業（案）の場合は社外向けの記入例を参考に記載し、社内の事業課題を解決する事業（案）の場合は、社内向けの記入例を参考に記載ください。
36			2-3：事業（案）の概要_市場／競合の認識	独自性はどの程度問われるのでしょうか。	独自性は応募の必須要件ではございません。ただ、記載いただく場合は、少なくとも自社にとっての独自性を明確に示していただく存じます。自社にとっての成長に向けて必要な取り組みが過去の取り組みと比較して独自性があるかどうかを記載ください。
37			2-4：事業（案）の概要_都内産業の活性化に寄与する波及効果	どの程度の事業規模であれば都内産業の活性化への寄与があるとみなされるのでしょうか。	事業（案）の事業規模に関する明確な定量基準（例 投資額X億円以上、売上X億円以上 等）は設定しておりません。また、事業（案）の事業規模を基に都内産業の活性化への寄与を評価をするのではなく、事業（案）の事業成果がどのように都内産業の活性化に寄与するかを評価します。そのため、想定される事業成果としての効果（都内産業の活性化にどのように貢献するか）を定量的あるいは定性的にご記載ください。
38			1社が提案できる事業（案）の数	1社から提案する事業（案）の数に制限はありますか。	事業（案）の数に制限はございません。ただし、同一企業から複数の事業（案）を採択することは出来ません（同一企業から複数の事業（案）をご応募いただいた場合でも採択される事業（案）は1つのみです）。また、1つの事業（案）につき、事業（案）内容説明書は1つ作成いただきご提出ください。
39			過去の採択企業の事業（案）内容説明書	令和7年度事業において採択された企業の事業（案）内容説明書を閲覧することは可能でしょうか。	過去の採択企業の事業（案）内容説明書は公開しておりません。ただし、本事業のHPにて過去の採択企業名を公開しており、一部の企業は本事業に関するプレスリリースを発表している場合がございます。